

印旛沼流域水循環健全化会議

第18回委員会

日時：平成22年10月27日（水）13:30～

場所：幕張メッセ国際会議場3階301会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

(1) 前回委員会の内容確認

(2) これからの健全化会議の体制

1) 新しい推進体制の説明

2) WGの設立

3) 行動推進部会の説明

(3) 規約の改定

(休憩)

(4) 前回委員会(1/7)後の行動報告

1) 第7回印旛沼再生行動大会・印旛沼環境フェア

2) 第8回印旛沼環境・体験フェア

～水辺からまちづくり～

3) 川と沼ですてきな！体験を提案する全国大会 in ちば

～みんなで活動！印旛沼・流域再生～

4) 水草探検隊

(5) 実施主体からの取り組み報告

1) 河川整備事業

2) 外来植物等の駆除について

①印旛沼土地改良区によるナガエツルノゲイトウ除去

②ナガエツルノゲイトウ駆除（千葉地域整備センター）

③北印旛沼におけるオニビシ駆除（成田整備事務所）

④ナガエツルノゲイトウ・オニビシの分布調査

（佐倉印旛沼ネットワークカーの会）

3) 北千葉道路事業

(6) その他

4. 閉 会

印旛沼流域水循環健全化会議規約 改定案比較表

現行	改定（案）
<p>(名称)</p> <p>第1条 本会議は、印旛沼流域水循環健全化会議（以下「会議」という。）と称する。</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 本会議は、印旛沼流域水循環健全化会議（以下「会議」という。）と称する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 会議は、水質の改善が顕著でなく、都市化の進展等により治水安全度が低下している印旛沼の状況を改善するため、中・長期的な観点から、流域の健全な水循環を考慮した印旛沼の水環境改善策、治水対策を検討する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 <u>会議は、印旛沼・流域の再生に向けて、2010年1月に策定された「印旛沼流域水循環健全化計画」（以降、計画）に従い、流域関係者の連携・協働のもとに計画を推進する。</u></p>
<p>(協議事項)</p> <p>第3条 この会議は、次の事項について検討する。</p> <p>ア 水質保全等、水環境面 での中・長期的な方針の検討、また将来目標値及び目標達成のための対策の検討</p> <p>イ 治水対策における中・長期的な方針の検討及び目標達成のための対策の検討</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第3条 この会議は、次の事項について検討・実践する。</p> <p>ア <u>「印旛沼方式」に則り、計画で掲げた施策の実行</u></p> <p>イ <u>策定した計画の実行状況や目標の達成状況を常に確認しながら、計画を進め、必要に応じて計画の点検・見直し</u></p>
<p>(構成及び運営)</p> <p>第4条 会議は、別表1の委員会、及び別表2の部会に掲げる職にあるもので構成する。</p> <p>(委員会)</p> <p>委員会には委員長を置き、学識経験者（河川）がその職務を行う。</p> <p>委員会は、必要に応じ、アドバイザーから意見を聴くことができる。</p>	<p>(構成及び運営)</p> <p>第4条 会議は、別表1の委員会、<u>別表2の行動推進部会、及び別表3の行政部会</u>に掲げる職にあるもので構成する。</p> <p>(委員会)</p> <p>委員会には委員長を置き、学識経験者（河川）がその職務を行う。</p> <p>委員会は、必要に応じ、アドバイザーから意見を聴くことができる。</p>
<p>—</p>	<p><u>(行動推進部会)</u></p> <p><u>行動推進部会には部会長を置き、学識経験者がその職務を行う。行動推進部会およびそれに連なるワーキングは、計画で掲げた重点対策群での施策を確実に進めるための課題を解決しつつ、具体的に実践し、流域への展開を図るものとする。</u></p>

現行	改定（案）
<p>(部会)</p> <p>各部会は、第3条に定める協議事項について調査・検討を行うとともに、具体的な施策について調整を図るものとする。</p> <p>水環境部会の部会長は水質保全課長、治水部会の部会長は河川整備課長をもって充てる。</p>	<p>(行政部会)</p> <p><u>行政部会は、第3条に定める協議事項について調査・検討を行うとともに、具体的な施策について調整を図るものとする。</u></p> <p><u>部会長は水質保全課長をもって充てる。</u></p>
<p>(運営)</p> <p>委員会は必要に応じ、委員長が招集する。</p> <p>部会は必要に応じ、部会長が招集する。</p>	<p>(運営)</p> <p>委員会は必要に応じ、委員長が招集する。</p> <p><u>行動推進部会は必要に応じ、部会長が招集する。</u></p> <p>行政部会は必要に応じ、部会長が招集する。</p>
<p>(事務局)</p> <p>本会議の事務局を千葉県県土整備部河川環境課に置く。</p>	<p>(事務局)</p> <p>本会議の事務局を千葉県県土整備部河川環境課、<u>および環境生活部水質保全課</u>に置く。</p>
<p>(附則)</p> <p>この規約は、平成13年10月18日から施行する。</p> <p>この規約は、平成16年4月1日から運用する。</p> <p>この規約は、平成19年6月1日から運用する。</p>	<p>(附則)</p> <p>この規約は、平成13年10月18日から施行する。</p> <p>この規約は、平成16年4月1日から運用する。</p> <p>この規約は、平成19年6月1日から運用する。</p> <p><u>この規約は、平成22年10月27日から運用する。</u></p>

印旛沼流域水循環健全化会議規約

(名称)

第1条 本会議は、印旛沼流域水循環健全化会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、水質の改善が顕著でなく、都市化の進展等により治水安全度が低下している印旛沼の状況を改善するため、中・長期的な観点から、流域の健全な水循環を考慮した印旛沼の水環境改善策、治水対策を検討する。

(協議事項)

第3条 この会議は、次の事項について検討する。

- ア 水質保全等、水環境面での中・長期的な方針の検討、また将来目標値及び目標達成のための対策の検討
- イ 治水対策における中・長期的な方針の検討及び目標達成のための対策の検討

(構成及び運営)

第4条 会議は、別表1の委員会、及び別表2の部会に掲げる職にあるもので構成する。

(委員会)

委員会には委員長を置き、学識経験者（河川）がその職務を行う。
委員会は、必要に応じ、アドバイザーから意見を聴くことができる。

(部会)

各部会は、第3条に定める協議事項について調査・検討を行うとともに、具体的な施策について調整を図るものとする。
水環境部会の部会長は水質保全課長、治水部会の部会長は河川整備課長をもって充てる。

(運営)

委員会は必要に応じ、委員長が招集する。
部会は必要に応じ、部会長が招集する

(事務局)

本会議の事務局を千葉県県土整備部河川環境課に置く。

(附則)

この規約は、平成13年10月18日から施行する。
この規約は、平成16年 4月 1日から運用する。
この規約は、平成19年 6月 1日から運用する。

印旛沼流域水循環健全化会議規約

（名称）

第1条 本会議は、印旛沼流域水循環健全化会議（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 会議は、印旛沼・流域の再生に向けて、2010年1月に策定された「印旛沼流域水循環健全化計画」（以降、計画）に従い、流域関係者の連携・協働のもとに着実に計画を推進する。

（協議事項）

第3条 この会議は、次の事項について検討・実践する。

ア 「印旛沼方式」に則り、計画で掲げた施策の実行

イ 策定した計画の実行状況や目標の達成状況を常に確認しながら、計画を進め、必要に応じて計画の点検・見直し

（構成及び運営）

第4条 会議は、別表1の委員会、別表2の行動推進部会、及び別表3の行政部会に掲げる職にあるもので構成する。

（委員会）

委員会には委員長を置き、学識経験者（河川）がその職務を行う。

委員会は、必要に応じ、アドバイザーから意見を聴くことができる。

（行動推進部会）

行動推進部会には部会長を置き、学識経験者がその職務を行う。行動推進部会およびそれに連なるワーキングは、計画で掲げた重点対策群での施策を確実に進めるための課題を解決しつつ、具体的に実践し、流域への展開を図るものとする。

（行政部会）

行政部会は、第3条に定める協議事項について調査・検討を行うとともに、具体的な施策について調整を図るものとする。

部会長は水質保全課長をもって充てる。

(運営)

委員会は必要に応じ、委員長が招集する。
行動推進部会は必要に応じ、部会長が招集する。
行政部会は必要に応じ、部会長が招集する。

(事務局)

本会議の事務局を千葉県県土整備部河川環境課、および環境生活部水質保全課に置く。

(附則)

この規約は、平成13年10月18日から施行する。
この規約は、平成16年 4月 1日から運用する。
この規約は、平成19年 6月 1日から運用する。
この規約は、平成22年10月27日から運用する。

印旛沼流域水循環健全化会議 委員名簿

平成22年10月27日(案)

	氏名	所 属 ・ 職 名
委員長	虫明 功臣	東京大学 名誉教授
委員 (学識者)	味埜 俊	東京大学大学院 教授
	山田 正	中央大学 教授
	中村 俊彦	千葉県立中央博物館 副館長
	原 慶太郎	東京情報大学 教授
	堀田 和弘	増田学園 常務理事
	*千賀 裕太郎	東京農工大学 教授
	*近藤 昭彦	千葉大学 教授
	深見 和彦	独立行政法人土木研究所 上席研究員
	本橋 敬之助	(財)印旛沼環境基金 水質研究員
	*小倉 久子	千葉県環境研究センター水質環境研究室長
委員 (水利用者)	清水 豊勝	印旛沼土地改良区 理事長
	清宮 光雄	印旛沼漁業協同組合長
委員 (市民団体)	太田 勲	NPO印旛沼広域環境研究会 理事長
	堀川 武	佐倉印旛沼ネットワークの会 代表
	美島 康男	NPO印旛野菜いかだの会 理事長
	*金親 博榮	谷当グリーンクラブ 代表
	*横山 清美	環境パートナーシップちば アドバイザー
委員 (行政等)	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長	
	農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所長	
	*農林水産省関東農政局印旛沼二期農業水利事業所長	
	独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所長	
	県総合企画部 次長	
	県環境生活部 次長	
	県農林水産部 次長	
	県農林水産部水産局長	
	県県土整備部 次長	
	県県土整備部 技監	
	県水道局技術部 次長	
	県企業庁工業用水部 次長	
	県教育庁教育振興部 次長	
	千葉市 環境保全部長	
	船橋市 下水道部長	
	成田市 土木部長	
	佐倉市 土木部長	
	八千代市 都市整備部長	
	鎌ヶ谷市 都市建設部長	
	四街道市 建設水道部長	
	八街市 経済環境部長	
	印西市 都市建設部長	
	白井市 環境建設部長	
富里市 都市建設部長		
酒々井町 経済建設担当参事		
栄町 建設課長		
*長門川水道企業団 水道課長		
オブザーバー	国土交通省 河川局 河川環境課 流水管理室長	
	国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川環境課長	
	国土交通省 関東地方整備局 河川部 地域河川課長	
	財団法人 河川環境管理財団 研究第二部長	

* 今年度から参加される委員

印旛沼流域水循環健全化会議 行動推進部会名簿

平成22年10月27日(案)

	氏名	所属・職名	
部会長	堀田 和弘	増田学園 常務理事	学びWG
部会員	二瓶 泰雄	東京理科大学 准教授	浸透WG
	千代 慎一	(社)千葉県浄化槽検査センター 事務局長	生活WG
	仲野 隆三	JA富里市 常務	農業WG
	長谷川 雅美	東邦大学 教授	生態系WG

* 健全化会議委員長、及び委員の方にも参加いただく

印旛沼流域水循環健全化会議 行政部会員名簿

平成22年10月27日(案)

	所 属 ・ 職 名
部会長	県環境生活部水質保全課長
部会員	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所副所長
	農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所計画課長
	農林水産省関東農政局印旛沼二期農業水利事業所工事課長
	県総合企画部政策企画課長
	県総合企画部水政課長
	県環境生活部自然保護課長
	県環境生活部資源循環推進課長
	県環境生活部県民活動・文化課長
	県農林水産政策課長
	県農林水産部安全農業推進課長
	県農林水産部耕地課長
	県農林水産部農村振興課長
	県農林水産部畜産課長
	県農林水産部水産局漁業資源課長
	県県土整備部道路整備課長
	県県土整備部道路環境課長
	県県土整備部河川整備課長
	県県土整備部河川環境課長
	県県土整備部下水道課長
	県県土整備部建築指導課長
	県水道局技術部計画課長
	県水道局技術部浄水課長
	県企業庁工業用水部施設課長
	県教育庁教育振興部指導課長
	県環境研究センター長
	県千葉農林振興センター所長
	県東葛飾農林振興センター所長
	県印旛農林振興センター所長
	県水産総合研究センター内水面水産研究所長
	県千葉地域整備センター所長
	県葛南地域整備センター所長
	県東葛飾地域整備センター所長
	県印旛地域整備センター所長
	県印旛地域整備センター成田整備事務所長
	県北千葉道路建設事務所長
	県教育庁北総教育事務所長
	千葉市
	船橋市
	成田市
	佐倉市
	八千代市
	鎌ヶ谷市
	四街道市
八街市	
印西市	
白井市	
富里市	
酒々井町	
栄町	
長門川水道企業団水道課長	

印旛沼流域水循環健全化会議 事務局名簿

平成22年10月27日(案)

	氏名	所 属 ・ 職 名
事務局	小野沢 徹	千葉県環境生活部水質保全課 副課長(兼)湖沼浄化対策室長
	千勝 邦彦	副主幹
	吉田 正彦	千葉県県土整備部河川環境課 副課長(兼)河川環境室長
	山口 浩	副主幹
	竹内 亀代司	副主幹
	椿原 保彦	主査
	堀口 友宏	主査
	高原 和宏	副主査
	杣澤 良介	副主査